

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

勧誘を断る勇気も 必要です



訪問販売や電話勧誘販売によるトラブルが依然として後を絶ちません。例えば、次のようなトラブルがあります。

事 例

- 「無料点検する」と訪問してきた事業者から屋根の傷みを指摘され、その場で85万円の工事契約をした。傷んだ所の画像が本当に家のものか疑わしく思え解約したい。
- 携帯電話補償サービスの電話勧誘で、携帯電話会社だと思って契約をしてしまった。契約を取り消したい。

- 茨城県消費生活センター** ☎22-2325
月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 突然の電話や訪問で「無料点検」などと勧誘してくる業者に、安易に応じないようにしましょう。点検などを依頼したい場合は、契約先の会社やメーカーなどに自分で連絡しましょう。無料点検の場合、点検は無料でも点検後に高額契約をさせられることがほとんどです。強引な勧誘があれば退去を求める、電話なら断って切る勇気も必要です。
- もし契約をしてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。
- 困ったときは、消費生活センターなどに相談しましょう。